

子ども「年20ミリシーベルト」基準の撤回を求める意見書

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、放射能による深刻な環境汚染をもたらした。その中で4月19日文部科学省は、学校等の校舎・校庭等の利用判断における放射線量の目安として、年20ミリシーベルトという基準を、福島県教育委員会や関係機関に通知した。

この基準は、屋外で3.8マイクロシーベルト毎時に相当するとしている。3.8マイクロシーベルト毎時は、労働基準法で18歳未満の作業を禁止している「放射線管理区域」0.6マイクロシーベルト毎時以上の約6倍に当たる。また、原発労働者が白血病を発症し労働災害認定を受ける線量に匹敵する。ドイツの原発労働者に適用される最大線量に相当する。原発労働者に対してさえ高い線量を子どもに当てはめることは決して許されない。

子どもは、大人に比べてはるかに感受性が高く、放射線の影響を受けやすい。子どもが長時間過ごす学校に適用する基準値がこの数値とは、とても考えられないことである。4月29日内閣官房参与を辞任する意向を表明した小佐古敏荘東京大学大学院教授も、「これらの学校では、通常の授業を行おうとしているわけで、その状態は、通常の放射線防護基準に近いもの（年間1ミリシーベルト、特殊な例でも年間5ミリシーベルト）で運用すべきで、警戒期ではあるにしても、緊急時（二、三日あるいはせいぜい一、二週間くらい）に運用すべき数値をこの時期に運用するのは、全くの間違いであります」と述べ、辞任理由の一つに挙げて抗議した。

また、この数値は、内部被曝を考慮していない。呼吸や食事などによって体内に取り込まれる放射性物質の影響を考えていないということである。このように危険な状況下に福島の子どものみを置くだけでなく、子どもの被曝量を最小に抑えようという学校側の自主的な防護措置を妨げることにもなりかねない。

文部科学省は、5月27日に「当面年間1ミリシーベルト以下を目指す」として、学校施設災害復旧事業の枠組みを使い、表土除去工事費などの98%を国費補助とすると発表した。しかし、年20ミリシーベルトという通知は撤回していない。一刻も早く、通知を撤回し、汚染除去を国費100%補助とすべきである。同時に、福島県以外の汚染地域にも適用し、すべての子どもたちを放射能汚染から守るべきである。

よって、本市議会は、政府に対し、学校の利用基準、年20ミリシーベルトを撤回するよう強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年6月28日

三鷹市議会議長 白鳥 孝